市民公益活動の推進に係る施策
基　本　方　針

平成２４年３月

福　岡　市

審議会答申を受けて

○　近年、社会問題や地域課題が多様化、複雑化していく中で、ＮＰＯやボランティアによる自主的・自発的できめ細やかな公益活動に対する期待はますます大きくなっています。
　また、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災は、世界中に大きな衝撃を与えるとともに市民の社会貢献や、地域防災への意識を高めることとなりました。

○　福岡市では市民公益活動推進条例や福岡市基本計画などに基づいて市民公益活動の推進施策を積極的に進めてきましたが、今なお「ＮＰＯやボランティア活動に関する情報が市民に十分に伝わっておらず認知されていない」「ＮＰＯの基盤が脆弱である」等の課題を抱えています。

○　このような中、福岡市では平成２２年３月に、福岡市市民公益活動推進審議会に対し「市民公益活動の推進に係る施策について」の諮問を行い、これまで、審議会及びその作業部会である「市民公益活動の推進に係る施策検討部会」が計９回開催され、調査、審議のうえ、平成２３年９月３０日に福岡市長に、市民の公益的な活動への参加やＮＰＯ活動を推進し、共働によるまちづくりを実現していくための具体的な方策についての答申が行われました。

○　現在、国においては特定非営利活動促進法が改正され、従来、県等が行ってきたＮＰＯ法人の認証、認定等の業務が平成２４年度から指定都市に移管されるなど、今後、福岡市はＮＰＯ法人に最も身近な所轄庁として、よりきめ細やかな支援を推進していくことが求められています。

○　今後は、今回この答申を基に策定した本基本方針により、市民があらゆる段階、場面で参加・活躍する仕組みづくりをはじめ、ＮＰＯと行政が共に働く福岡のまちづくりに向けた取り組みを具体化していくこととします。

平成２４年３月
福　　岡　　市

－目　次－

第１．基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第２．今後の取り組みの方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第３．今後取り組む主要施策　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第４．具体的な施策及び実施目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
　１　「誰もが居場所と出番のある福岡のまち」に向けた取り組み・・・・・・・・・・・・・・ 4
　（１）ライフサイクルを通じた公益力の育成

　２　「共感と絆が広がりＮＰＯが輝く福岡のまち」に向けた取り組み・・・・・・・・・・・ 5
　（１）ＮＰＯ活動支援基金の活性化
　（２）ＮＰＯ法人の認証、認定業務の適切な実施
　（３）情報開示・発信基盤の整備を行い、ＮＰＯが信頼と支援を獲得しやすい環境づくり
　（４）ＮＰＯ・ボランティア交流センターの機能の強化

　３　「市民・ＮＰＯ・行政等が共に働く福岡のまち」に向けた取り組み・・・・・・・・ ・・ 6
　（１）共働への理解の促進
　（２）新たな共働事業提案制度の実施

第５．施策実施にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第１．基本的な考え方

背景

（１）少子高齢化や、情報化の飛躍的な進展等の社会経済の変化に伴い、集団から個人へ、量から質へ、画一から個性へなど、個人の価値観やライフスタイルの変化と多様化が進み、市民一人ひとりが向き合う課題も多様化、高度化が進んできています。

地域における課題がますます複雑化･高度化するとともに､深刻化する若年者雇用の問題、フリーターやニートと呼ばれる若者の増加、ネット上のいじめ問題の増加、高齢者の孤独死問題など、私たちは多くの新たな課題に直面しています。

（２）地域社会においては、環境美化、子ども育成、地域医療福祉、まちづくりなど、市民の自主的で主体的な公益的活動が展開されてきており、市民の社会参加、社会貢献意識も高まりつつあり、とりわけ、今般の東日本大震災を契機に、市民の地域防災意識や自助・共助意識の高まりも見られ、地域社会における公共の担い手であり、市民参加の受け皿であるＮＰＯに対する期待も高まってきています。

地域の市民生活に根差したＮＰＯは、地域が抱える課題やニーズをいち早く捉え、行政では十分に対応できない個々の課題やニーズに対し、柔軟かつ迅速に対応することができ、また、社会課題に対する市民の共感や理解を促し、市民参画の受け皿となることで、地域社会の主役である市民一人ひとりの市民性を醸成する存在です。

（３）平等・公平が求められる行政は画一的・網羅的な解決には適するものの、従前の行政主導による社会課題の解決や公共サービスの提供だけでは限界があり、市民一人ひとりが異なる課題に向き合う今日にあっては、十分な対応が困難です。

また、新たに発生している地域課題を解決するためには、これまでの行政のノウハウ、専門性や枠組みだけでは対応が困難な面もあります。

加えて、依然として厳しい地域の経済情勢や雇用環境が市税収入にも影響するなか、扶助費の増加等をから財政の硬直化も進んできており、市民一人ひとりが直面する課題に対し、機動的な対応が難しい状態になってきています。

（４）時代の大転換期にあって、本市はこれまで市民公益活動推進条例や各種計画に基づき、市民公益活動を推進してきたが、今後、福岡のまちの市民一人ひとりが、いきいきと暮らし、豊かさを実感できる地域社会を実現するためには、地域社会の課題を解決しようと真摯に活動するＮＰＯに光を当て、自立した継続的活動を実現するとともに、市民の自主的・自発的な公益的活動の促進を図り、そして市民やＮＰＯなどあらゆる主体が共働でまちづくりを進めていく必要があります。

第２．今後の取り組みの方向性

「市民公益活動の推進に係る施策についての答申」では、市民公益活動を推進し、共働によるまちづくりを実現するために、下記の３つの目指すべき方向性が示されました。

本市においては、これらの目指すべき方向性を具体化するため、既存の施策を見直し、課題が残されている部分を充実させると共に、新たにＮＰＯの活動基盤強化につながる施策を導入する等、主要な施策の取り組み方針をまとめました。

国においても寄附税制・認定ＮＰＯ法人制度が抜本的に見直され、特定非営利活動促進法、租税特別措置法等の改正を受けて、平成２４年度から政令指定都市においてＮＰＯ法人の認証・認定事務を行うこととなりました。今回の法改正と市への権限移譲は「新しい公共」を担うＮＰＯの活動が市民に広く認知され、支援されることをより一層促進するものと思われます。

これらの国の動きを一つの好機と捉え、本市においては、市民一人ひとりがいきいきと暮らし、豊かさを実感できる地域社会の実現と自治都市・福岡の確立を目指し、市民公益活動の一層の推進に取り組んでまいります。

●「市民公益活動の推進に係る施策についての答申」で示された目指すべき方向性

（１）誰もが居場所と出番のある福岡のまち

市民が、市民公益活動への理解を深め、自らが公益活動の担い手であると認識し、共働によるまちづくりの一員として、自主的・主体的に市民公益活動に参加していく。

（２）共感と絆が広がりＮＰＯが輝く福岡のまち

公共の担い手であるＮＰＯの活動が、社会で認知理解されることにより、多くの支援の輪が広がる。これによって、ＮＰＯの自立が促進され、継続的な活動が展開される。

（３）市民・ＮＰＯ・行政等が共に働く福岡のまち

市民、ＮＰＯ、行政などあらゆる主体が、適切な役割分担と対等なパートナーシップのもとで、お互いの長所を活かしながら共働する。

第３．今後取り組む主要施策

1. 誰もが居場所と出番のある福岡のまち

(1)ライフサイクルを通じた公益力の育成

①若者向けNPO体験活動（仮称）

・小中高生を対象にNPO・ボランティア体験活動を実施

②福岡版プロボノ事業（仮称）

・仕事を通じて身につけた専門的な知識・技術・経験を活かして社会貢献する仕組みの構築

③ボランティア・インターンシップ事業

・地域活動や共働事業も対象メニューに追加など

2. 共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち

(1)NPO活動支援基金の活性化

・寄付金の使途や成果を明示、寄付手段の多様化

・補助率・補助上限回数の設定、団体補助を新設

(2)NPO法人の認証・認定業務の適切な実施

・法改正に伴い、新たな認証・認定制度を適切に運用

(3)NPO情報開示・発信基盤の整備

・一覧性をもって情報検索・比較できるシステムを構築

(4)NPO・ボランティア交流センター「あすみん」の機能強化

・団体の成長支援、コーディネーション機能の強化　など

3. 市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち

(1)共働への理解の促進

・後援名義、委託、補助等の手法や手続き等を整理

・職員研修の充実

(2)新たな共働事業提案制度の実施

・NPOの自由・柔軟な発想を共働に結びつける仕組み

・行政が既に取り組んでいる事業をNPOと共働する仕組み

・多様な主体と共働し、事業を発展させられる仕組み　など

第４．具体的な施策及び実施目標

１「誰もが居場所と出番のある福岡のまち」に向けた取り組み

（１）ライフサイクルを通じた公益力の育成

①　若年期におけるＮＰＯ・ボランティアへの体験活動の機会の創出

市民一人ひとりが、公益活動の担い手として、自らが自発的かつ主体的に活動に参画していく社会を構築していくためには、社会貢献意識の醸成が不可欠であり、とりわけ若年期における体験や教育は重要です。

このため、小・中・高等学校の段階に応じた学習指導要領に基づき、ＮＰＯ・ボランティア活動を通じＮＰＯの正しい認識を促進するとともに、職場体験学習等による公益的な職業としてのＮＰＯについての理解を促進します。

（施策）

□　小・中・高等学校を対象としたＮＰＯ・ボランティアの体験活動を実施【充実】

②　仕事を通じて身につけた専門的知識・技術・経験を活かして社会貢献する仕組みの構築

近年、経済活動の中心を担っている社会人が、仕事を通じて身に着けた知識や技術、経験を活用することで社会貢献することができるような仕組み（プロボノ）が求められています。

プロボノはＮＰＯにとっても専門家の優れたノウハウや成果物を無償で受け取ることができると同時に専門的なノウハウをその組織内に蓄積することができるため、事業としての導入検討に着手します。

（施策）

□　ＮＰＯ人材マッチング事業（福岡版プロボノ事業）の可能性調査・検討【新規】

③　ボランティア・インターンシップ事業の継続実施

現在実施しているボランティア・インターンシップ事業については、３年間の取組実績を踏まえ、より一層効果的に事業を実施するため、ＮＰＯ・ボランティア交流センター（あすみん）の事業として実施します。

実施にあたっては募集対象メニューに地域活動や共働事業などを加えるとともに、海外からの留学生などが参加しやすい環境の整備に努めます。

（施策）

□　募集対象メニューに地域活動や共働事業などを追加【充実】

２　「共感と絆が広がりＮＰＯが輝く福岡のまち」に向けた取り組み

（１）ＮＰＯ活動支援基金の活性化

寄付文化の醸成と社会全体で市民公益活動を支えていく機運を高め、市民が社会貢献へ参画する機会を拡充するため、クレジットカード決済等多様な寄付手段の仕組みを構築し基金の充実を図るとともに、広報の強化により寄付の使途や成果を広く明らかにしていきます。

また、社会貢献意識の高い企業との連携の強化を図っていきます。

さらに、長期的な視点によるＮＰＯの組織基盤の強化のため、団体補助や複数年にわたる事業補助を検討するとともに、ＮＰＯの自立を支援する視点から補助率・補助上限回数の設定を行います。

（施策）

- □　ネット寄付やクレジットカード決済等の仕組みを導入【新規】
- □　ＮＰＯ支援基金、助成事業に関する広報の強化【充実】
- □　社会貢献意識の高い企業との連携強化【充実】
- □　ＮＰＯが利用しやすい補助制度の検討【充実】

（２）ＮＰＯ法人の認証、認定業務の適切な実施

平成２４年４月１日からＮＰＯ法人に最も身近な所轄庁として市内ＮＰＯの認証・認定業務を行うため、所要の体制整備を行うとともに、円滑かつきめ細やかな支援を行います。

また、ＮＰＯ法人を住民の福祉に寄与する法人として個別に条例で指定するなど、法令で市が独自に定めることができるとされている項目については、他の政令市等の状況等を調査するとともに、その必要性を整理し、基準について検討を進めていきます。

（施策）

- □　改正ＮＰＯ法に基づく認証・認定業務実施体制の整備及び円滑な施行【新規】
- □　条例による個別指定などの必要性や基準について検討【新規】

（３）情報開示・発信基盤の整備を行い、ＮＰＯが信頼と支援を獲得しやすい環境づくり

ＮＰＯが市民や社会から認知・共感・信頼され、支援の輪が広がり、ＮＰＯの財政的・人的基盤の強化と一層の活動の促進を図るため、市のホームページ上において、一覧性をもって、検索し比較することができ、併せて関係情報も確認できるような、ＮＰＯの情報開示・発信基盤の整備を行います。

ＮＰＯ法人の認証・認定にかかる情報データベースについては、現在、内閣府が特定非営利活動促進法の一部改正に併せＮＰＯ法人に関する情報提供システム等の構築作業を行っているところから、当面、福岡県、北九州市、本市の三者による認証・認定データベースの共同運用を柱としながら、将来的には市民にとってより利便性の高いＮＰＯ統合情報システムとなるよう検討、開発を行っていきます。

また、地域とＮＰＯをつなげるため公民館等、既存の公共施設を更に活用していきます。

（施策）

- □　ＮＰＯ法改正に伴うホームページ、データベースの整備【新規】
- □　公民館、市民センター等公共施設を活用した情報発信【充実】

（４）ＮＰＯ・ボランティア交流センターの機能の強化

ＮＰＯ・ボランティア交流センターについては、市民公益活動の核となる交流拠点としてさらに充実した支援を行っていくため、現行の機能に加え、団体の運営能力の強化にかかる支援や、地域や企業、大学等の機関とのコーディネーション機能を強化していくとともに、小中高生に対する啓発機会の拡充、若者の公益活動への参加の拡大を強化します。

また、平成２５年度末に第２期の指定管理期間が終了するため、平成２４年度にセンターの今後の在り方についての検討を行います。

ＮＰＯ・ボランティア交流センターの施設については、入居している青年センターが平成２７年度末までに廃止されることとなったため、移転先として予定している中央児童会館等建て替え施設での施設整備とあわせ、機能の充実について検討を開始します。

（施策）

- □　地域や企業、大学等の機関とのコーディネーション事業【充実】
- □　小中高生の啓発事業、若者の公益活動への参加拡大【充実】
- □　第２期指定管理期間終了に伴う、あすみんの今後の在り方検討【新規】
- □　ＮＰＯ・ボランティア交流センターの移転に伴う施設整備等の検討【新規】

３　「市民・ＮＰＯ・行政等が共に働く福岡のまち」に向けた取り組み

（１）共働への理解の促進

ＮＰＯや市職員、双方が共働への理解を深め、誰もが共働に取り組めるように、共働の定義や意義、手続き、手法等をまとめた手引を整備します。

（施策）

- □　共働推進の手引きの策定【新規】
- □　職員研修の充実【充実】

（２）新たな共働事業提案制度の実施

行政単独で実施するよりも最適な主体同士が結びつき共働することにより、より効果的な課題の解決が見込める場合においては、双方の特性を活かし共働で実施することが望ましいと考えます。

今後、共働の理念を普遍的なものとして行政内部に一層浸透し、根付かせるため、以下の見直しを行います。

※別紙１「新しい共働事業提案制度について」　参照

（施策）

- □　課題の掘り起こしを行う仕組みの構築【新規】
- □　市単独で実施している既存事業の共働化への再構築【新規】
- □　企業、大学、地域など最適な主体との共働を進める仕組みの構築【新規】

第５．施策実施にあたって

今後、市民公益活動の推進に係る施策については本基本方針に基づき速やかに着手・実施します。

また、本基本方針に基づき導入した施策を効果的に実施していくため、市民公益活動推進審議会において、毎年進捗状況をフォローアップするとともに、平成２８年度を目処に取り組み全体の見直しを行うこととします。

※別紙２「主要施策の実施に向けたロードマップ」　参照

平成 23 年度

市民公益活動の推進に係る施策

基本方針

平成 24 年 3 月

福岡市市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課
TEL　（０９２）７１１－４２８３
FAX　（０９２）７３３－５５９５
メール　koeki.CAB@fukuoka.lg.jp

別紙１

新しい共働事業提案制度について

第１．制度の目的

共働事業提案制度は市民の発想を活かした提案を募集し、ＮＰＯと市の共働による相乗効果を発揮することで、市民に対するきめの細かいサービスを提供すると共に、地域課題の効果的・効率的な解決や都市活力の向上を目的とする。

また、この制度を通して、ＮＰＯが公共の担い手として認知されることにより、ＮＰＯの活性化にもつながり、加えて市に共働の経験が蓄積されていくなかで、共働への理解と市職員の意識改革にもつながることが期待される。

この制度を通じた取組により、市職員一人ひとりが、常に共働の視点を持って仕事に取り組み、将来的には、各局区において、ＮＰＯとの共働が日常的・自発的に行われることを目指す。

第２．提案募集から事業評価までの流れ

この制度を効果的なものとするためには、市民、地域、企業、大学など多様な主体が事業に主体的に参画することが望ましい。

また、事業を実施する主体の自主性・自発性を発揮できる仕組みとすることが望ましく、できるだけ早い段階から、制度の目的や共働についての理解が進む仕組みを導入する。

フロー図

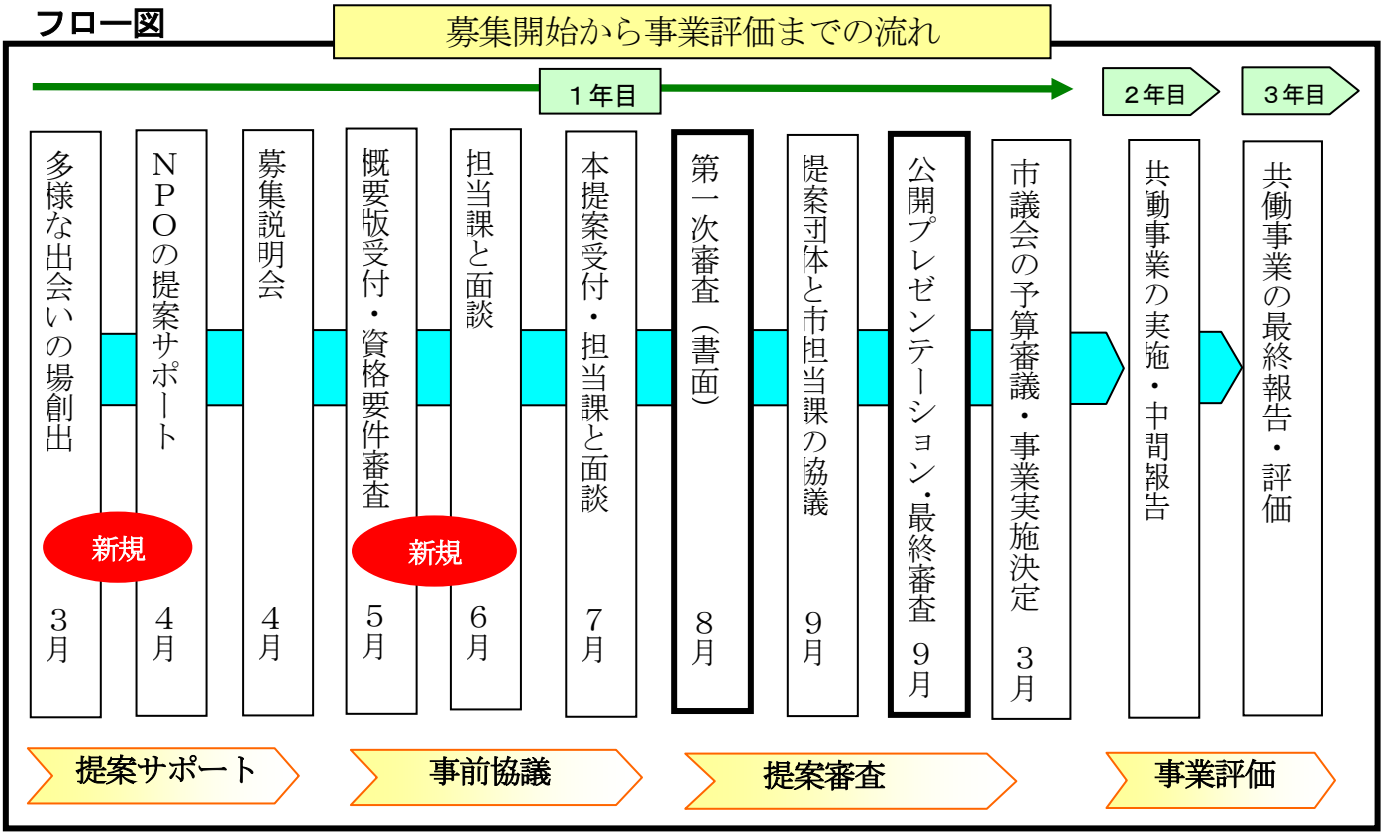

●共働事業提案制度が目指す制度のかたち

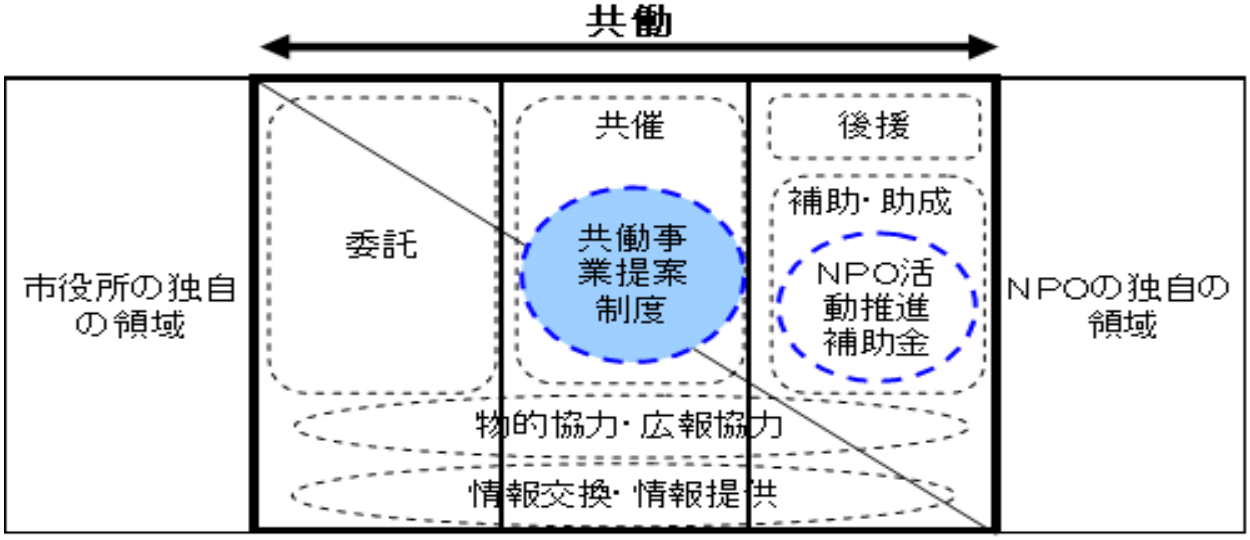

第３．新しい制度のポイント

１．課題の掘り起こしを行う仕組み

行政が捉えきれていない潜在的・先駆的な課題を掘り起こし、ＮＰＯからの提案をより具体的で効果的なものとするため、地域社会が抱える課題や共働による課題解決の可能性について、ＮＰＯ、企業、大学、行政などが情報を共有し議論する機会を提案募集の前段階に設ける。

２．市既存事業を柔軟に再構築していく仕組み

市が実施している既存事業の中には、市が単独で実施するよりも、共働で実施する方がより効果が期待できる事業もあると思われる。そのため、本制度を活用し、市の既存事業について、柔軟に再構築していく仕組みをつくる。

３．ＮＰＯが提案しやすい仕組み

ＮＰＯの自由で柔軟な発想を活かし、ＮＰＯが提案しやすい仕組みとするため、提案募集の前に、ＮＰＯの発想をより効果的な提案に結びつけるためのサポート事業を行う。

また、提案募集を２段階（概要版提出、本提案提出）とし、早い段階から市担当課と面談する機会を設ける。

さらに、提案審査を第２次審査で採択することとし、審査期間を短縮する。

４．課題解決のために最適な主体と共働できる仕組み

多様な主体との共働を実現するために、この制度に応募できる対象を、従来のＮＰＯ法人と任意のボランティア団体に加えて、公益社団法人・公益財団法人、公益的活動に取り組む一般社団法人・一般財団法人まで拡大する。

また、これらの団体と、企業や大学、地域との合同提案も可能とする。

５．各局区の自主性、主体性をより発揮し易い仕組み

共働事業に対する市担当課の自主的・主体的な関わりを担保するために、提案の早い段階から提案団体と市担当課が意見交換する場の設定や、採択事業の予算要求を各局が自主的に行う仕組みとする。また、事業の実施過程で、実施主体である市担当課と提案団体自らが事業を振り返り評価することとし、翌年度に共働事業としての継続を希望しない場合は、中間期での審査委員会の評価を不要とする。

６．事業への市民参加を促進する仕組み

市民は市政の主役であり、共働によるまちづくりの主体であるため、公開プレゼンテーションや、事業報告会等に市民参加の視点を取り入れるなど、市民参加を促す仕組みをつくる。

７．事業が発展し展開していくための仕組み

共働事業終了後も、共働事業により蓄積されたノウハウ、成果、ネットワークを活用しながら、事業承継主体が最適な方法によって発展的に課題解決のための事業を継続し実施できるよう、共働事業による成果物の帰属先を事業の承継主体とすることができるものとする。

８．共働促進アドバイザー体制の整備

立場の異なる多様な主体による共働事業を円滑に進めていくために、提案団体又は市の要請に応じて、協議に立会い共働事業の効果が発揮されるよう助言と仲介を行う者として、新たな共働促進アドバイザー(ファシリテーター、共働事業経験者等)としての人材を養成する。

第４．新しい制度の内容

１．提案募集の概要

（１）応募資格

福岡市内に事務所を置き、かつ市内で１年以上の活動実績を有し、１０人以上の社員（正会員）を有する、営利を目的とせず公益の増進に寄与する活動を行っているＮＰＯを対象とする。法人格の有無は問わない。

具体的には、ＮＰＯ法人のほか、公益社団法人、公益財団法人並びに、公益的活動を行う一般社団法人、一般財団法人及びボランティア団体とする。(財団には社員要件を適用しない)ただし、国・地方公共団体の外郭団体は対象外とする。

また、ＮＰＯや市と共働し、対等な立場で自ら事業に取り組める企業、地域、大学等とＮＰＯとの合同提案も可能とする。

（２）募集事業の内容

ＮＰＯと福岡市が同じ課題についてそれぞれ別々に取り組むよりも、一緒に取り組むことで市民サービスが向上し、課題解決につながる事業のうち、以下の区分による提案を募集する。

①提案団体からの自由な提案

②市の既存事業を見直したいという市の提示に対する提案

（３）事業実施時期

提案の翌年度実施の単年度事業とする。

（４）経費負担

提案団体と市が共有する目的に対して、対等の関係で実施する事業であることから、提案団体と市は応分の負担をするものとする。

具体的には、市が負担する経費は、総事業費の５分の４以内、１事業当たり４００万円を上限とし、提案団体は５分の１以上の経費を負担する。

ただし、共働により既存事業を見直したいという市の提示に対する提案の場合は、原則として市の経費負担は、総事業費の５分の４以内で、市が提示した既存事業の予算範囲内とする。

（５）事業費の対象

提案団体が安価な下請けとならないよう、事業に直接関わる経費は全て対象とする。ただし、提案団体の運営上の経常的な経費、市職員の人件費は対象としないものとする。

２．提案サポート

提案募集に先立ち、市民、地域、企業、大学など多様な主体が集い、地域社会が抱える課題と共働による課題解決の可能性について、共有し語り合う場として「共働カフェ」を実施する。

また、ＮＰＯの自由で柔軟な発想を活かし、ＮＰＯが提案しやすい仕組みとするため、福岡市ＮＰＯ・ボランティア交流センター「あすみん」と連携し、提案募集の前にＮＰＯの発想をより効果的な提案に結びつけるためのサポート事業を行う。

３．提案内容の事前協議

提案募集は、簡略な概要版の提出、正式な提案書の提出という２段階とする。

概要版が提出された場合、提案団体の提案をより具現化するために、提案団体と市担当課が面談する機会を設け、提案概要について双方で意見交換を行う。

概要版提出、市担当課との面談・協議を経て、正式な提案書を提出する仕組みとする。

４．審査委員会審査と実施事業の決定

（１）審査委員会審査

提案団体及び提案内容の公平かつ公正な審査を行うため、学識経験者、地域関係者、報道関係者、企業関係者、行政職員等で構成する審査委員会が審査・選考を行う。

審査は、「共働の必要性」「事業の実現性」といった視点から審査を行い、第１次審査、公開プレゼンテーション、最終審査を経て、共働事業候補を決定する。

事業への市民参画と共感を高めるため、公開プレゼンテーションや事業報告会においては、参加者投票や市民の声聴取を行い、審査委員が審査を行う上での参考とする。

（２）実施事業の決定

共働事業候補となった提案事業は､市担当課において市の経費負担額の予算要求を行う。市予算案確定の後、市議会における予算審議を経て、最終的に実施事業として決定する。

５．協定書の締結と事業の実施

実施が決定した提案事業については、事業目的、達成目標、経費負担割合、事務の役割分担、責任分担、権利の帰属、個人情報保護や情報公開等を明確にするため、事業実施前に提案団体と市で協定書を締結し、実行委員会を組織して、事業を実施する。

事業の実施により生じた収入や事業に対する寄付があった場合には、関連歳入として、事業終了後に、経費負担割合に応じて精算する。ただし、事業実施に対する提案団体の一層の意欲喚起のため、総事業費を超えて事業収入や事業に対する寄付があった場合、総事業費を超える部分については、提案団体の歳入とすることができるものとする旨を協定書に明記する。

６．中間評価と事業の継続

（１）実施主体自らの中間評価

事業の実施過程を実行委員会（提案団体と市で組織した事業の実施主体）自らが振り返り、事業を評価し、その結果を事業の改善につなげるため、中間期の評価を行う。

（２）審査委員会による継続の評価

事業によっては直ちに成果が見込めない事業や、引き続き共働事業として実施する必要性が認められる事業もある。このため、実行委員会自らが事業の評価を行った上で、共働事業として継続を求める場合は、公開の中間報告会により事業の進捗状況と今後の事業計画を報告し、審査委員会は継続の必要性を評価する。

ただし、共働事業としての継続を希望しない場合は、公開の中間報告会での報告を不要とする。

（３）事業の継続

審査委員会による評価を踏まえ、事業の実施状況や成果等に鑑み、継続の必要性が認められた場合は、事業の継続を可能とする（最長で３年間)。

７．実施報告と最終評価

１年間の共働事業終了後、実施事業の報告会を公開により実施し、共働のプロセスや事業の成果について、審査委員会と市民参加者の評価を受ける。評価結果については公表する。

８．共働事業終了後の展開

共働事業終了後は、市が主体的に実施していく事業、ＮＰＯが展開していく事業、地域やＮＰＯの共働へと発展する事業など様々であるが、その場合でも、共働により取り組んだ課題が解決されているとは限らない。

このため、共働事業が終了し、実行委員会が解散された後にも、事業承継主体が、共働事

業の実施により蓄積されたノウハウ、成果、ネットワークを活用しながら、事業を発展し展開できるよう、共働事業による成果物の帰属先を事業の承継主体とすることができるものとする。ただし、この場合、市から求めがあった場合の無償使用許諾と相当期間利用していない場合の市への帰属移転条項を留保しておく。

第５．制度を効果的に運営するための環境整備

１．共働推進の手引きの作成

ＮＰＯと市職員の双方が共働への理解を深め、誰もが最適な手法で課題の解決に取り組むことができるよう、後援名義、委託、補助等を含む多様な共働の手法について、定義、意義、手続き等を整理した手引きを作成する。

２．共働への理解の促進

共働への理解を促進するために、共働事例のＰＲや市職員への研修等によって、市民やＮＰＯ、市職員の共働に関する意識を啓発していく。

さらに、各局区が求めているＮＰＯとの事業協力募集や、企画提案募集等の共働に関する行政情報を一元的に発信していく。

３．共働促進アドバイザーの充実

提案団体又は市の要請に応じて、協議に立会い、適切な協定書が締結され共働事業の効果が発揮されるよう助言と仲介を行う者として、新たな共働促進アドバイザー（ファシリテーター、共働事業経験者等）としての人材を養成する。

４．福岡市ＮＰＯ・ボランティア交流センター「あすみん」による支援

情報・活動・共働の拠点施設である福岡市ＮＰＯ・ボランティア交流センター「あすみん」と連携し、ＮＰＯの発想を効果的な提案に結びつけるサポート事業をはじめ、共働事業の提案団体及び実施主体の支援、ＮＰＯを中心とした地域、企業、大学等の機関とのコーディネーションを行っていく。

第６．制度全体の振り返り

この制度の実施を通して、多様な共働が推進されるよう、新しい制度を実施し３年を経過した平成２７年度に、制度全体の振り返りを行うものとする。

主要施策の実施に向けたロードマップ

別紙2

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ライフサイクルを通じた公益力の育成	若者向けNPO・ボランティア体験		実施			
	NPO人材マッチング事業（福岡版プロボノ事業）		調査	実施		
	ボランティア・インターンシップ事業	実施	NPO・ボランティア交流センター「あすみん」事業として発展			
NPO活動支援基金の活性化		使途や成果の明示、寄付手段の多様化等 補助金交付要綱改正	クレジットカード寄付受け入れ	実施		
新たな認証・認定制度の実施		権限移譲準備	実施			
NPO情報開示・発信基盤の整備		県・北九州市・福岡市共同DB協議	内閣府暫定システム稼働 県・北九州市・福岡市共同DB運用	内閣府新システム稼働	NPO情報統合システムの検討・開発	
NPO・ボランティア交流センター「あすみん」の機能強化		第2期指定管理期間（アーバンデザインコンサルタント）	在り方検討会 募集指針作成	公募・審査・指定	第3期指定管理期間	
共働への理解の促進		共働推進の手引き作成	実　施			
新たな共働事業提案制度の実施		先行実施	実施			検討